【資料４－２】

**東久留米市**

**第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画**

**（案）**

目　次

[第１章　 計画策定に当たって 1](#_Toc151977388)

[１　計画策定の背景と趣旨 2](#_Toc151977389)

[２　計画の性格 5](#_Toc151977390)

[３　計画の対象 6](#_Toc151977391)

[４　計画の期間 6](#_Toc151977392)

[５　計画の策定について 7](#_Toc151977393)

[６　計画の推進・進捗管理 9](#_Toc151977394)

[第２章　 障害のある人を取り巻く現状 11](#_Toc151977395)

[１　障害のある人の状況 12](#_Toc151977396)

[第３章　 障害福祉計画 21](#_Toc151977397)

[１　令和８年度に向けた目標の設定 22](#_Toc151977398)

[２　事業量の見込み 29](#_Toc151977399)

[第４章　 障害児福祉計画 48](#_Toc151977400)

[１　令和８年度に向けた目標の設定 49](#_Toc151977401)

[２　事業量の見込み 51](#_Toc151977402)

[資料編 55](#_Toc151977403)

[１　検討経過 56](#_Toc151977404)

[２　東久留米市地域自立支援協議会 57](#_Toc151977405)

[３　アンケートからみられる状況 60](#_Toc151977406)

[４　ヒアリングからみられる状況 82](#_Toc151977407)

[５　市内施設一覧 93](#_Toc151977408)

[６　持続可能な開発目標(SDGs)について 99](#_Toc151977409)

# 第１章　計画策定に当たって

## １　計画策定の背景と趣旨

東久留米市では、令和３年２月に「東久留米市障害者計画」、「東久留米市第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」という基本理念のもと、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障害者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

この間、障害者施策にかかわる主な関連法令が成立・改正され、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う様々な場面での制約や活動の減少、「新しい生活様式」への対応と、このことに伴うＩＣＴの活用など、障害のある人を取り巻く環境に大きな変化が起きています。

国においては、令和５年に「障害者基本計画（第５次）」を策定し、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を示しました。

また、令和４年１２月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布されました。改正の内容は、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、地域における相談支援体制の拡充、就労選択支援の創設、週所定労働時間が特に短い特定の障害者を雇用した場合の雇用率算定における特例の創設、入院者訪問支援事業の創設等による精神障害者の権利擁護の推進、指定難病の患者及び小児慢性特定疾病児童等に係る医療費助成制度の改善等の措置が講じられることとなりました。

さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行や「障害者差別解消法」の改正など、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策の展開が求められています。

こうしたなか、本市では障害福祉サービスの実績をもとに「東久留米市第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」の点検・評価を東久留米市地域自立支援協議会にて行いながら、施策の推進に努めてきました。このたび、「東久留米市第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」が令和５年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向、障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、計画的に障害者福祉に関する施策を推進するため、新たに「第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」を策定します。

■障害者施策にかかわる主な関連法令の動向

| 年 | 関連法令等 | 概　要 |
| --- | --- | --- |
| 平成23年 | ○障害者基本法の一部改正 | ・目的規定や障害者の定義の見直しなど |
| 平成24年 | ○障害者虐待防止法の施行○障害者自立支援法の一部改正○児童福祉法の一部改正 | ・障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定・相談支援の充実、障害児支援の強化など・障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲 |
| 平成25年 | ○障害者総合支援法の施行○障害者雇用促進法の一部改正○公職選挙法の一部改正○障害者優先調達推進法の施行○障害者差別解消法の成立 | ・障害者自立支援法を改称、障害者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど・法定雇用率の引き上げ・成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す・公機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定 |
| 平成26年 | ○障害者の権利に関する条約の批准○障害者総合支援法の改正 | ・「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など |
| 平成27年 | ○障害者総合支援法の改正○難病法の施行 | ・障害福祉サービスの対象となる疾病の拡大・難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病の拡大 |
| 平成28年 | ○障害者差別解消法の施行○障害者雇用促進法の改正○発達障害者支援法の改正 | ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供・法定雇用率算定に精神障害者が加わる・基本理念、定義、支援体制の見直し等 |
| 平成30年 | ○障害者総合支援法、児童福祉法の改正○障害者文化芸術推進法の施行 | ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化 |
| 令和元年 | ○障害者雇用促進法の改正○読書バリアフリー法の施行 | ・障害者活躍推進計画策定の義務化・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 |
| 令和３年 | 〇障害者差別解消法の改正○医療的ケア児支援法の施行 | ・令和６年４月１日から事業者による合理的配慮の提供が義務化・「医療的ケア」及び「医療的ケア児」の定義が規定され、国及び地方公共団体等の責務が明記 |
| 令和４年 | ○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行○障害者総合支援法、児童福祉法の改正〇障害者雇用促進法の改正〇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正〇難病法の改正 | ・障害者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進・障害者の地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置 |

## ２　計画の性格

本計画は、本市の障害福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第１項に定める市町村障害福祉計画と児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

また、第５次長期総合計画及び地域福祉計画を上位計画とし、他の関連する計画や国の「障害者基本計画」及び東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」と整合を図っています。

■障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と各計画の関係

**東久留米市地域福祉計画**（平成27年度～令和６年度）

基本理念　～新たな“つながり“づくり～

上位計画

**東久留米市第５次長期総合計画**

（令和３年度～令和12年度）

まちづくりの基本理念　「みんなが主役のまちづくり」

障害者計画（令和３～８年度）

第７期障害福祉計画（令和６～８年度）

第３期障害児福祉計画（令和６～８年度）

～基本理念～

障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち

　　　高齢者福祉計画・介護保険事業計画

　　　子ども・子育て支援事業計画

　　　わくわく健康プラン東くるめ・母子保健計画・

　　　東くるめ　ほっとプラン

　　　　　　教育振興基本計画

## ３　計画の対象

「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、障害の有無にかかわらず、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体に対し、本計画の実現に向けた積極的な取組を期待するものです。

※障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

## ４　計画の期間

計画の期間は、令和６年度を初年度とし、令和８年度までの３年間とします。

また、法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

■計画の期間

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 障害者計画 | 計画期間第６期計画期間第２期計画期間第７期計画期間第３期計画期間 |  |  |  |  |  |
| 障害福祉計画 |  |  |  |  |  |  |
| 障害児福祉計画 |  |  |  |  |  |  |

## ５　計画の策定について

### （１）国の指針に基づいた計画策定

市では、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を基に、これまでの実績や地域の実情を踏まえ本計画を策定しました。国では社会保障審議会障害者部会での議論やパブリックコメント等の手続きを経たうえで、以下の内容で基本指針の見直し（令和５年厚生労働省告示第１号）を行いました。

|  |
| --- |
| ○　基本的理念１．障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援２．市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等３．入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備４．地域共生社会の実現に向けた取組５．障害児の健やかな育成のための発達支援６．障害福祉人材の確保・定着７．障害者の社会参加を支える取組定着○　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方１．全国で必要とされる訪問系サービスの保障２．希望する障害者等への日中活動系サービスの保障３．グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実４．福祉施設から一般就労への移行等の推進５．強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実６．依存症対策の推進○　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方１．相談支援体制の充実・強化２．地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保３．発達障害者等に対する支援４．協議会の活性化○　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方１．地域支援体制の構築２．保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援３．地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進４．特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備５．障害児相談支援の提供体制の確保○　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）１．福祉施設の入所者の地域生活への移行２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築３．地域生活支援の充実４．福祉施設から一般就労への移行等５．障害児支援の提供体制の整備等６．相談支援体制の充実・強化等７．障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 |

### （２）「東久留米市地域自立支援協議会」の開催

本計画は、障害当事者や障害者団体・家族会の代表、学識経験者、学校や保健などの行政機関の代表、障害福祉サービスを提供する事業者の代表から構成される「東久留米市地域自立支援協議会」において内容を協議・検討し、その意見を踏まえたうえで策定しました。

### （３）アンケート調査及びヒアリング調査の実施

本計画の策定に当たっては、福祉に関する意識やサービスの利用意向及び利用実態などを把握するために、障害当事者と障害のない市民を対象に「障害者施策に関するアンケート調査」と、市内当事者団体と法人を対象に「ヒアリング調査」を実施しました。

### （４）パブリックコメント等の実施

本計画の素案を、市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

## ６　計画の推進・進捗管理

### （１）障害福祉計画・障害児福祉計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の考え方を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

令和６年度から８年度が第７期障害福祉計画、第３期障害児福祉計画の計画期間となりますが、毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルを構築していきます。

また、「障害者に関わることを当事者抜きには決めない」ことを基本とし、地域自立支援協議会委員には障害当事者及び家族の方を、委員総数の3分の１を目安に選任していきます。一方、専門部会では協議会委員に限らず、多様な参加者が加われるように運営していきます。

計画の公表

**Action（改善）**

点検、評価の結果を踏まえ取組の見直し、改善

**Plan（計画）**

計画の策定

**Do（実行）**

サービス提供事業所、関係機関等との連携による事業の実施

**Check（評価）**

地域自立支援協議会における毎年の点検・評価

評価の公表

### （２）関係者・関係機関との連携

障害者施策の推進に当たっては、行政と市民や家庭、地域、学校、事業所など、様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが重要です。

そのため、障害の特性などの理解促進に努めていくとともに、地域自立支援協議会とその専門部会を核とし、行政や障害者団体、サービス提供事業者、東久留米市障害者就労支援室（「さいわい」・「あおぞら」）、ボランティア・ＮＰＯ団体、地域福祉関係者、保健・医療関係者、教育関係者など、関係機関の連携・多職種協働を推進し、障害者を支える包括的なネットワークの構築を進めます。

### （３）情報提供活動の充実

各障害福祉サービスの認知度向上に努めるとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念に則り、障害のある人が情報を取得し利用できるよう、様々な情報媒体を活用した情報アクセシビリティの向上により、障害福祉に関する情報を発信します。

# 第２章　障害のある人を取り巻く現状

## １　障害のある人の状況

### （１）身体障害者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和５年４月１日時点で3,294人と、この６年間で85人（2.5％）の減少となっています。

障害種別でみると、主な障害が内部障害の人が1,114人（33.8％）と最も多く、次いで下肢障害の847人（25.7％）となっています。

年齢構成別でみると、65歳以上の人が2,262人と全体の68,7％となっています。

障害等級別でみると、1級の人が1,081人（32.8％）と最も多く、次いで4級の819人（24.9％）となっています。

◆障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 全　体 | 3,379 | 3,400 | 3,406 | 3,364 | 3,317 | 3,294 |
| 視覚障害 | 217 | 209 | 212 | 212 | 215 | 222 |
| 6.4% | 6.1% | 6.2% | 6.3% | 6.5% | 6.7% |
| 聴覚・平衡機能障害 | 280 | 286 | 289 | 291 | 289 | 291 |
| 8.3% | 8.4% | 8.5% | 8.7% | 8.7% | 8.8% |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 74 | 69 | 73 | 71 | 75 | 71 |
| 2.2% | 2.0% | 2.1% | 2.1% | 2.3% | 2.2% |
| 下肢障害 | 874 | 896 | 889 | 868 | 867 | 847 |
| 25.9% | 26.4% | 26.1% | 25.8% | 26.1% | 25.7% |
| 上肢障害 | 543 | 531 | 527 | 516 | 504 | 504 |
| 16.1% | 15.6% | 15.5% | 15.3% | 15.2% | 15.3% |
| 体幹障害 | 274 | 281 | 277 | 267 | 253 | 245 |
| 8.1% | 8.3% | 8.1% | 7.9% | 7.6% | 7.4% |
| 内部障害 | 1,117 | 1,128 | 1,139 | 1,139 | 1,114 | 1,114 |
| 33.1% | 33.2% | 33.4% | 33.9% | 33.6% | 33.8% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆年齢構成別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 全　体 | 3,379 | 3,400 | 3,406 | 3,364 | 3,317 | 3,294 |
| 18歳未満 | 68 | 56 | 57 | 54 | 54 | 55 |
| 2.0% | 1.6% | 1.7% | 1.6% | 1.6% | 1.7% |
| 18歳以上65歳未満 | 959 | 956 | 972 | 968 | 958 | 977 |
| 28.4% | 28.1% | 28.5% | 28.8% | 28.9% | 29.7% |
| 65歳以上 | 2,352 | 2,388 | 2,377 | 2,342 | 2,305 | 2,262 |
| 69.6% | 70.2% | 69.8% | 69.6% | 69.5% | 68.7% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 全　体 | 3,379 | 3,400 | 3,406 | 3,364 | 3,317 | 3,294 |
| １級 | 1,193 | 1,194 | 1,173 | 1,157 | 1,088 | 1,081 |
| 35.3% | 35.1% | 34.4% | 34.4% | 32.8% | 32.8% |
| ２級 | 494 | 500 | 504 | 496 | 506 | 503 |
| 14.6% | 14.7% | 14.8% | 14.7% | 15.3% | 15.3% |
| ３級 | 534 | 529 | 538 | 512 | 511 | 493 |
| 15.8% | 15.6% | 15.8% | 15.2% | 15.4% | 15.0% |
| ４級 | 794 | 814 | 811 | 810 | 817 | 819 |
| 23.5% | 23.9% | 23.8% | 24.1% | 24.6% | 24.9% |
| ５級 | 209 | 209 | 215 | 224 | 227 | 222 |
| 6.2% | 6.1% | 6.3% | 6.7% | 6.8% | 6.7% |
| ６級 | 155 | 154 | 165 | 165 | 168 | 176 |
| 4.6% | 4.5% | 4.8% | 4.9% | 5.1% | 5.3% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （２）知的障害者の状況

本市の愛の手帳所持者数は、令和５年４月１日時点で1,044人と、この６年間で158人（17.8％）の増加となっています。

年齢構成別でみると、18歳未満の人が227人（21.7％）、18歳以上の人が817人（78.3％）となっています。また、令和５年４月１日時点で６５歳以上の人は50人（4.8％）となっています。

障害等級別でみると、４度（軽度）の人が482人（46.2％）と最も多くなっています。

◆年齢構成別愛の手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 全　体 | 886 | 923 | 948 | 964 | 1,003 | 1,044 |
| 18歳未満 | 188 | 197 | 202 | 205 | 218 | 227 |
| 21.2% | 21.3% | 21.3% | 21.3% | 21.7% | 21.7% |
| 18歳以上 | 698 | 726 | 746 | 759 | 785 | 817 |
| 78.8% | 78.7% | 78.7% | 78.7% | 78.3% | 78.3% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆障害等級別愛の手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 全　体 | 886 | 923 | 948 | 964 | 1,003 | 1,044 |
| １度（最重度） | 31 | 30 | 30 | 27 | 25 | 26 |
| 3.5% | 3.3% | 3.2% | 2.8% | 2.5% | 2.5% |
| ２度（重度） | 264 | 271 | 288 | 290 | 303 | 314 |
| 29.8% | 29.4% | 30.4% | 30.1% | 30.2% | 30.1% |
| ３度（中度） | 198 | 204 | 211 | 216 | 219 | 222 |
| 22.3% | 22.1% | 22.3% | 22.4% | 21.8% | 21.3% |
| ４度（軽度） | 393 | 418 | 419 | 431 | 456 | 482 |
| 44.4% | 45.3% | 44.2% | 44.7% | 45.5% | 46.2% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （３）精神障害者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和５年４月１日時点で1,557人と、この６年間で448人（40.4％）の増加となっています。

年齢構成別でみると、18歳以上65歳未満の人が1,298人と全体の83,4％となっています。

障害等級別でみると、２級が860人（55.2％）と最も多くなっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和５年４月１日時点で2,602人と、この６年間で351人（15.6％）の増加となっています。

◆年齢構成別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 全　体 | 1,109 | 1,133 | 1,238 | 1,344 | 1,414 | 1,557 |
| 18歳未満 | 47 | 46 | 62 | 72 | 83 | 82 |
| 4.2% | 4.1% | 5.0% | 5.4% | 5.9% | 5.3% |
| 18歳以上65歳未満 | 933 | 952 | 1018 | 1,108 | 1,180 | 1,298 |
| 84.1% | 84.0% | 82.2% | 82.4% | 83.5% | 83.4% |
| 65歳以上 | 129 | 135 | 158 | 164 | 151 | 177 |
| 11.6% | 11.9% | 12.8% | 12.2% | 10.7% | 11.4% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 全　体 | 1,109 | 1,133 | 1,238 | 1,344 | 1,414 | 1,557 |
| １級 | 63 | 67 | 75 | 77 | 74 | 84 |
| 5.7% | 5.9% | 6.1% | 5.7% | 5.2% | 5.4% |
| ２級 | 619 | 635 | 692 | 750 | 812 | 860 |
| 55.8% | 56.0% | 55.9% | 55.8% | 57.4% | 55.2% |
| ３級 | 427 | 431 | 471 | 517 | 528 | 613 |
| 38.5% | 38.0% | 38.0% | 38.5% | 37.3% | 39.4% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 全　体 | 2,251 | 2,191 | 2,270 | 2,509 | 2,509 | 2,602 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （４）発達障害者の状況

　令和５年４月１日現在、自立支援医療（精神通院）を受給している発達障害者の人数は340人とこの６年間で187人（122.2％）の増加となっています。

◆自立支援医療費助成を受けている発達障害者の人数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 全　体 | 153 | 183 | 230 | 271 | 308 | 340 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （５）難病・小児慢性疾患医療費助成受給者の状況

　令和５年４月１日現在、難病医療費助成受給者数は991人と、この６年間で97人（10.9％）の増加となっています。

　また、小児慢性特定疾病医療費助成受給者数は80人と、この６年間で１人（1.2％）の減少となっています。

◆難病医療費助成受給者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 全　体 | 894 | 895 | 964 | 1,019 | 999 | 991 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆小児慢性特定疾病医療費助成受給者数

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 全　体 | 81 | 77 | 87 | 95 | 86 | 80 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （６）障害や発達に課題のあるこどもの状況

◆健康診査時心理相談・心理経過観察健診利用者数

単位：人

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 　　 | 心理相談利用者数 | 相談項目総数 | 相談項目内訳（延数） |
| 問題なし | 精神発達の問題 | ことばの問題 | くせの問題 | 行動性格の問題 | 社会性の問題 | 生活習慣の問題 | 養育者の問題 | 家庭環境の問題 | 疾患障害の疑い | その他 |
| 心理相談 | １歳６か月児健康診査 | 178 | 332 | 4 | 25 | 74 | 22 | 88 | 33 | 17 | 21 | 10 | 17 | 21 |
| ２歳児歯科健康診査 | 131 | 209 | 0 | 16 | 75 | 9 | 70 | 23 | 2 | 9 | 4 | 0 | 1 |
| ３歳児健康診査 | 154 | 302 | 0 | 21 | 55 | 7 | 101 | 41 | 11 | 30 | 17 | 18 | 1 |
| 心理経過観察健診 | １歳６か月児健診・３歳児歯科健診後 | 143 | 336 | 0 | 29 | 87 | 3 | 82 | 58 | 10 | 34 | 8 | 18 | 7 |
| ３歳児健診後 | 193 | 451 | 0 | 46 | 71 | 9 | 145 | 89 | 9 | 33 | 13 | 33 | 3 |

資料：健康課　令和４年度実績

◆わかくさ発達相談等の実施件数

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 発達・見学相談 | ことばの教室 | 親子保育 | 訪問相談 | 連絡調整等 | 外来訓練 | 訪問訓練 | 合計 |
| 利用人数 | 2,435 | 62 | 1,261 | 85 | 10 | 68 | 9 | 3,930 |

資料：わかくさ学園（令和４年度実績）

◆特別支援学級等への在籍状況

単位：人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 小学校 | 中学校 | 合計 |
| 固定 | 学級数 | 19 | 10 | 29 |
| 児童・生徒数 | 132 | 69 | 201 |
| 通級 | 学級数 | 3 | 1 | 4 |
| 児童・生徒数 | 35 | 4 | 39 |
| 特別支援教室 | 児童・生徒数 | 306 | 92 | 398 |

資料：指導室　令和５年４月１日現在

### （７）雇用・就労の状況

◆障害者の職業紹介状況（三鷹公共職業安定所管内）

単位：人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 登録者数 | 職業紹介状況 |
| 就業中 | 求職中 | 保留中 |
| 全　体 | 60,833 | 30,386 | 25,679 | 4768 |
| 身体障害者 | 17,526 | 8404 | 7124 | 1998 |
| 知的障害者 | 14,030 | 9157 | 3693 | 1180 |
| 精神障害者 | 27,658 | 12217 | 13935 | 1506 |
| 発達障害者 | 821 | 241 | 568 | 12 |
| 難病障害者 | 532 | 180 | 304 | 48 |
| 高次脳機能障害者 | 156 | 121 | 23 | 12 |
| その他 | 110 | 66 | 32 | 12 |

資料:三鷹公共職業安定所　令和５年３月末現在

◆就労支援室（さいわい・あおぞら）利用状況

単位：人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 区分 | 登録者数 | 活　動　状　況 |
| 新規就職者数 | 就業中 |
| さいわい | 身体障害者 | 20 | 5 | 4 |
| 知的障害者 | 152 | 10 | 8 |
| 精神障害者 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 173 | 15 | 12 |
| あおぞら | 身体障害者 | 4 | 0 | 0 |
| 知的障害者 | 5 | 0 | 0 |
| 精神障害者 | 122 | 24 | 18 |
| 合計 | 131 | 24 | 18 |
| 全体 | 304 | 39 | 30 |

 資料：障害福祉課（令和５年３月31日現在）

# 第３章　障害福祉計画

## １　令和８年度に向けた目標の設定

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項について、基本指針に即し、地域の実情に応じて、令和８年度における目標を設定し、計画を推進します。

### （１）福祉施設入所者の地域生活への移行

基本指針では、令和４年度末時点における施設入所者のうち、６％以上が令和８年度末において地域生活に移行するとともに、令和８年度末における施設入所者を、令和４年度末から５％以上削減することを基本としています。

これを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

**■成果目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 備考 |
| 令和４年度末時点の施設入所者数 | 94人 |  |
| 令和５年９月末時点の施設入所者数 | 91人 |  |
| 【目標値】地域生活移行者 | 6人 | 令和８年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数。令和５年度末時点の施設入所者数の６％以上。 |
| 【目標値】施設入所者の削減 | 5人 | 令和８年度末までに削減する施設入所者数。令和４年度末時点の施設入所者数の５％以上。 |
| 令和８年度末時点の施設入所者数 | 89人 | 令和８年度末の利用人員見込み |

### （２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、基本指針や成果目標を踏まえて、引き続き保健・医療・福祉関係者による協議を継続して行います。本市においては、東久留米市精神保健福祉ケア連絡会を協議の場としています。また、取組を推進するための活動指標及び東京都の示す地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を設定します。

**■基本指針による成果目標**

①令和８年度において、精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を3２５．３日以上とする。

②令和８年度末における、精神病床における１年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。

③令和８年度において、精神病棟における退院率を入院後３カ月 ６８．９%以上、６カ月 8４．５%以上、１年時点の退院率 9１．０％以上とする。

**■活動指標**

①　保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 開催数（回） | 1 | 2 | ３ | ３ | ３ | ３ |

②　保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 保健関係参加者数（人） | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 医療（精神科）関係参加者数（人） | 1 | 7 | 2 | 5 | 5 | 5 |
| 医療（精神科以外）関係参加者数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福祉関係参加者数（人） | 6 | 15 | 7 | 16 | 16 | 16 |
| 介護関係参加者数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当事者及び家族等の関係者参加者数（人） | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |

③　保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、目標及び評価の実施回数の見込みを設定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 第７期（見込み） |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 目標設定及び評価の実施回数（回） | 1 | 1 | 1 |

④　事業量の見込み

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 精神障害者の地域移行支援の利用者数（人） | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 精神障害者の地域定着支援の利用者数（人） | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 精神障害者の共同生活援助の利用者数（人） | 29 | 37 | 40 | 43 | 44 | 46 |
| 精神障害者の自立生活援助の利用者数（人） | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人） | 18 | 24 | 27 | 29 | 31 | 33 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**■地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 備考 |
| 令和３年時点の長期入院患者数 |  101人 | 令和３年630調査における１年以上入院患者数 |
| うち65歳以上の人数 |  71人 |
| うち65歳未満の人数 |  30人 |
| 令和８年度末時点の地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 |  13人 | 区市町村ごとの長期入院患者数をもとに東京都が算出 |
| うち65歳以上の人数 |  12人 |
| うち65歳未満の人数 |  1人 |

### （３）地域生活支援の充実

基本指針では、障害のある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和８年度末までの間、各市町村において、障害のある人の地域生活支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備える地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実情等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とするとされています。

本市においては、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を基本とし、必要な機能や地域における支援体制の把握を進め、令和８年度末までに、地域生活支援拠点等を整備するべく検討します。また、整備に当たっては国が示すコーディネーター等の配置を念頭に置くとともに、整備後には、年１回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

また、強度行動障害を有する人への支援体制の充実を図るため、その状況や支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の整備について検討します。併せて必要に応じ、強度行動障害等を有する重度障害のある人の受入れが可能な事業所の確保に努めます。

### （４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する人等について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

**■成果目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 備考 |
| 令和３年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 | 16人 | 令和３年度末の人数 |
| うち就労移行支援事業の一般就労移行者数 | 9人 | 令和３年度末の人数 |
| うち就労継続支援Ａ型事業の一般就労移行者数 | 0人 | 令和３年度末の人数 |
| うち就労継続支援Ｂ型事業の一般就労移行者数 | 6人 | 令和３年度末の人数 |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 31人 | 令和３年度中の人数 |
| 【目標】令和８年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 | 21人 | 令和８年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数。令和３年度実績の1.28倍以上。 |
| うち就労移行支援事業の一般就労移行者数 | 10人 | 令和３年度実績の1.31倍以上 |
| 利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所 | 全体の５割以上 |
| うち就労継続支援Ａ型事業の一般就労移行者数 | 1人 | 令和３年度実績の1.29倍以上 |
| うち就労継続支援Ｂ型事業の一般就労移行者数 | 8人 | 令和３年度実績の1.28倍以上 |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 44人 | 令和３年度実績の1.41倍以上 |
| 就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所 | 全体の２割５分以上 |

### （５）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和８年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置します。基幹相談支援センターに主任相談支援専門員の配置を目指すとともに、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言や研修等の実施による地域の相談支援事業所の人材育成など、相談支援体制の強化を図る体制の確保について検討します。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、相談支援専門員の連絡会における個別事例の検討などを通じ、地域の相談支援体制を強化に努めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 第７期（見込み） |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 基幹相談支援センターの設置 | 検討 | 検討 | 有 |
| 地域の相談支援事業所に対する訪問等による指導・助言件数 | 検討 | 検討 | 3 |
| 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 | 検討 | 検討 | 1 |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | 検討 | 検討 | 12 |
| 個別事例の支援内容の検証の実施回数 | 検討 | 検討 | 12 |
| 主任相談支援専門員の配置数 | 検討 | 検討 | 1 |

また、地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を進めるため、活動指標の見込みを設定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 第７期（見込み） |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数 | 12 | 12 | 12 |
| 事例検討への参加事業者数・機関数 | 17 | 17 | 17 |
| 協議会の専門部会の設置数 | 3 | 3 | 3 |
| 協議会の専門部会の実施回数 | 12 | 12 | 12 |

### （６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービスの提供を行うことが重要であるとされています。

本市においては、障害福祉サービス等に係る各種研修等を活用し、障害者総合支援法等についての職員の理解を深めるとともに、障害福祉サービス費等の請求の過誤をなくすための取組や、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組として、請求の審査結果を分析し得られる過誤の発生傾向や、東京都が実施する指定障害福祉サービス事業者への指導監査の結果を共有することによって得られる情報に基づき、施設代表者会などの機会を通して事業所へ助言指導していきます。

都が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みと、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを活動指標として設定します。

**■障害福祉サービス等に係る各種研修の活用**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （年間あたり）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 第７期（見込み） |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 参加人数（人） | 6 | 6 | 6 |

**■障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （年間あたり）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 第７期（見込み） |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 体制の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 実施回数（回） | 1 | 1 | 1 |

## ２　事業量の見込み

事業量の見込みは、国から示された推計方法による、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態等に鑑み算出しています。

### （１）訪問系サービス

**〇居宅介護**

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 121 | 132 | 134 | 143 | 148 | 154 |
| 利用時間数(時間) | 1,397 | 1,561 | 1,544 | 1,716 | 1,776 | 1,848 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇重度訪問介護**

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、居宅で入浴・排せつ・食事等の介護、家事援助、外出中の移動介護などを総合的に行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 利用時間数(時間) | 7,374 | 7,305 | 6,562 | 7,400 | 7,400 | 7,400 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇同行援護**

視覚障害により、移動に著しい困難がある人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な援助を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 25 | 30 | 28 | 30 | 30 | 30 |
| 利用時間数(時間) | 584 | 645 | 612 | 660 | 660 | 660 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇行動援護**

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じうる危険を回避するための援護、外出時の移動の介助などの援助を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 27 | 29 | 30 | 31 | 33 | 34 |
| 利用時間数(時間) | 809 | 896 | 866 | 930 | 990 | 1,020 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇重度障害者等包括支援**

意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利用時間数(時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

【訪問系サービスの見込量確保に向けての方策】

○見込まれるサービス利用量の増加に対応するため、地域の事業所と連携して福祉人材の確保及び養成の支援に努めます。

○サービスの質の向上や福祉人材のスキルアップのため、研修情報の提供や地域自立支援協議会主催の講演会等を実施します。

### （２）日中活動系サービス

**〇生活介護**

常時介護を必要とする人に、障害者支援施設等で入浴・排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 253 | 257 | 260 | 265 | 269 | 273 |
| 利用日数(日) | 5,292 | 5,377 | 4,959 | 5,565 | 5,649 | 5,733 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇自立訓練（機能訓練）**

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な身体障害者等に、一定期間、必要な訓練を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 3 | 4 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 利用日数(日) | 35 | 57 | 33 | 51 | 51 | 51 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇就労選択支援**

障害のある人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択の支援を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | － | － | － | － | 40 | 40 |

令和7年10月施行、令和7、8年度は年度末（3月）見込み

**〇自立訓練（生活訓練）**

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者に、一定期間、必要な訓練を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 27 | 33 | 34 | 38 | 41 | 44 |
| 利用日数(日) | 276 | 343 | 276 | 418 | 451 | 528 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇就労移行支援**

一般企業等への就労を希望する人に、生産活動等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 37 | 38 | 44 | 47 | 50 | 53 |
| 利用日数(日) | 676 | 728 | 656 | 893 | 950 | 1,007 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇就労継続支援（Ａ型）**

一般企業等への就労が難しい人に、生産活動等の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。Ａ型は利用者と事業者が雇用契約を結び、最低賃金法が適用されます。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 20 | 21 | 20 | 21 | 21 | 21 |
| 利用日数(日) | 416 | 452 | 399 | 441 | 441 | 441 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇就労継続支援（Ｂ型）**

一般企業等への就労が難しい人に、生産活動等の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。B型は雇用契約を結ばずに生産活動や就労のための訓練を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 335 | 337 | 342 | 342 | 345 | 348 |
| 利用日数(日) | 5,750 | 5,917 | 5,384 | 6,156 | 6,210 | 6,264 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇就労定着支援**

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方の就労の継続を図るため、企業や障害福祉サービス事業者等との連絡調整や、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談、指導及び助言等の支援を行います。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 23 | 30 | 22 | 30 | 34 | 38 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇療養介護**

医療と常時介護を必要とする人に、昼間、病院において機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 15 | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇短期入所（福祉型・医療型）**

居宅で介護を行う人が病気などの理由で介護できない場合に、短期間施設に入所して、入浴、排せつ及び食事の介護等の必要な支援を行います。

※（　）内はうち医療型の見込み（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 27（3） | 34（3） | 42（6） | 46（7） | 50（7） | 54（8） |
| 利用日数(日) | 192（25） | 243（16） | 248（29） | 322（38） | 350（41） | 378（44） |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

【日中活動系サービスの見込量確保に向けての方策】

○福祉人材の不足により、利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。

○障害のある人の高齢化・重度化に伴う利用者の増加や、特別支援学校等の卒業生の進路希望の増加による生活介護の定員の不足が予想されます。利用者の希望するサービスの提供体制の確保のため、定員拡充などの働きかけについて検討していきます。

〇自立訓練については、障害のある人が地域で自立した生活を営めるよう、必要な訓練の充実を図ります。

〇就労移行支援については、市内事業所の利用が減少しているため、利用者のニーズの把握に努めます。また就労継続支援については、新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動等の減少が見受けられることから、市内事業所や地域自立支援協議会の就労部会、就労支援室と連携し、農福連携の取組など新たな生産活動の開拓を図ります。就労定着支援においては、一般就労へ移行した方の定着率の向上を目指します。

〇短期入所は家族の高齢化や緊急時の対応など、ニーズの増加が見込まれます。地域生活支援拠点の整備とともに必要な提供体制の確保に努めます。

### （３）居住系サービス

**〇自立生活援助**

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した人などに対し、定期的又は随時の訪問、相談対応等により生活状況を把握し、必要な助言及び関係機関との連絡調整等の援助を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇共同生活援助**

地域での共同生活に支障のない人に、主に夜間において、共同生活を営む住居において相談や日常生活の援助を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 170 | 191 | 193 | 203 | 210 | 217 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇施設入所支援**

障害者支援施設に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴・排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の支援を行います｡

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 94 | 94 | 91 | 91 | 90 | 89 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

【居住系サービスの見込量確保に向けての方策】

○自立生活援助は、市内に事業を提供する事業所がないため、事業者の新規開設を促し、一人暮らしの人などへの支援を行うとともに、入所施設や長期入院からの地域移行を推進します。

○共同生活援助については、新規事業所の開設が続き、定員が増加していますが、一方で支援の質の確保について課題となっています。東京都と連携しながら運営状況を確認、助言を行い、適切な運営ができるよう促します。また利用者のニーズ把握に努め、本市における事業所の定員数も勘案しながら、地域で必要とされる見込み量の確保に努めます。

○施設入所支援については、基本方針としての地域移行の推進と当事者及びその家族の希望との調整を図りながら、施設入所の支援を行います。

### （４）相談支援

**〇計画相談支援**

障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する人に、その人の状況に適したサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整、モニタリング等の支援を行います。

**〇地域移行支援**

入所施設からの退所や精神科病院等からの退院に当たって支援を要する人に、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行います。

**〇地域定着支援**

居宅において単身で生活している方や家族と同居していても緊急時の支援が見込めない人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談等の支援を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用件数(件) | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 計画相談支援 | 120 | 135 | 110 | 155 | 168 | 182 |
| 地域移行支援 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 地域定着支援 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

各年度月平均実績、令和5年度は9月までの月平均実績

※計画相談支援、障害児相談支援はモニタリング利用件数を含む

【相談支援事業の見込量確保に向けての方策】

○相談支援専門員の不足が見込まれるため、新規事業者の参入や研修の受講を積極的に促し、見込み量の確保に努めます。

○地域自立支援協議会と相談事業所部会との連携により、地域の課題抽出やケース検討による質の向上を図ります。

〇施設や病院に長期入所・長期入院している人が安心して地域での生活に移行できるよう、事業所と協力して支援に努めます。

### （５）地域生活支援事業

**■必須事業**

**①　理解促進研修・啓発事業**

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し，共生社会の実現を図ることを目的として，障害のある人等に対する地域住民の理解を深めるための研修・啓発事業を行います。本市においては、当事者団体が実施する障害、難病疾患等の啓発事業に対して、その事業費の一部を補助しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

**②　自発的活動支援事業**

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 自発的活動支援事業 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 検討 | 検討 | 検討 |

**③－１　障害者相談支援事業**

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。本市では、市内２箇所の事業者に委託し、実施しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 障害者相談支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

**③－２　基幹相談支援センター機能強化事業**

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、相談支援機能の強化を図ります。本市では障害福祉課に精神保健福祉士を配置しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 基幹相談支援センター機能強化事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

**③－３住宅入居等支援事業**

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 住宅入居等支援事業 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 検討 | 検討 | 検討 |

**④　成年後見制度利用支援事業**

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害または精神障害者がある人に対し、権利擁護の視点から成年後見制度の利用支援を行います。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 成年後見制度利用件数（件） | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

令和5年度は9月までの実績

**⑤　成年後見制度法人後見支援事業**

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 検討 | 検討 | 検討 |

**⑥　意思疎通支援事業**

聴覚・言語・音声機能障害等で意思疎通に支障のある方に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。また、障害福祉課等の窓口においては通信機器を利用した遠隔手話サービスを提供します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分(件) | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 手話通訳 | 572 | 616 | 301 | 650 | 650 | 650 |
| 要約筆記 | 6 | 4 | 1 | 4 | 4 | 4 |

令和5年度の実利用者数は令和5年9月までの合計

**⑦　日常生活用具給付等事業**

様々な障害に応じた自立生活支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分(件) | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 自立生活支援用具 | 12 | 22 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 在宅療養等支援用具 | 8 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 10 | 18 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 排泄管理支援用具 | 2,191 | 2,385 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 |
| 住宅改修 | 16 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

令和5年度は上半期の実績を基にした見込み

**⑧　手話奉仕員養成研修事業**

聴覚障害者を支援する手話奉仕員及び通訳登録者の養成講習を市が実施します。視覚障害者のための点訳奉仕員の養成講座、及び夜間開催の手話奉仕員養成講習をさいわい福祉センターにて実施します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 養成講習修了者数(人) | 17 | 34 | 50 | 67 | 67 | 67 |

令和5年度は受講者数

**⑨　移動支援事業**

屋外での移動に困難のある障害者に対し、外出のための援助を行うことで、自立生活と社会参加を支援します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実施箇所(箇所) | 69 | 69 | 52 | 55 | 58 | 61 |
| 実利用者数(人) | 242 | 223 | 212 | 230 | 235 | 240 |
| ひと月あたりの平均利用時間数(時間) | 1,472 | 1,461 | 1643 | 1,650 | 1,660 | 1,670 |

令和5年度の実利用者数は令和5年9月末時点、時間数は9月実績

**⑩　地域活動支援センター機能強化事業**

障害者等に対する創作的活動・生産活動の機会の提供や、社会交流の促進を行い、障害のある人の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を担います。

【地域活動支援センターの種類】

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けており、１日あたりの実利用人員が概ね20 名以上であることが条件。

Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、１日あたりの実利用人員が概ね15 名以上であることが条件。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| Ｉ型 | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実利用者数 | 59 | 93 | 93 | 100 | 100 | 100 |
| Ⅱ型 | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実利用者数 | 23 | 23 | 20 | 25 | 25 | 25 |

令和5年度の実利用者数は令和5年9月までの合計

**■任意事業**

**⑪　訪問入浴事業**

在宅の重度身体障害者で、通所により入浴サービスを受けることが困難であり、また、自宅の浴室においても入浴ができない者に対し、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図るため、自宅へ専用の浴槽を持参し入浴の支援を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 利用回数(回) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

**⑫　日中一時支援**

障害者に日中活動する場を提供するとともに、家族の緊急時やレスパイトのニーズに対応します。

（年間あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実施箇所(箇所) | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 実利用者数(人) | 177 | 163 | 144 | 150 | 150 | 150 |

令和5年度の実利用者数は令和5年9月末時点

**⑬点字・声の広報等発行事業**

文字による情報入手が困難である障害のある人等のために、音声訳した市報（声の広報）を希望者に送付します。また、障害等により市のホームページの閲覧が困難な人に対し、ホームページに読み上げ機能や文字拡大機能を付加し、情報入手を可能とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第６期（実績） | 第７期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 点字・声の広報等発行事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

【地域生活支援事業の見込量確保に向けての方策】

**①　理解促進研修・啓発事業**

引き続き当事者団体が実施する障害、難病疾患等の啓発事業に対して、その事業費の一部を補助することにより、障害のある人等への理解を深める支援を行います。

**②　自発的活動支援事業**

現在事業を実施していないため、事業実施の方策について調査していきます。

**③　障害者相談支援事業**

引き続き地域活動支援センターにおいて相談支援事業を実施するとともに、基幹相談支援センターの設置を進め、地域の相談支援体制の充実を図ります。住宅入居等支援事業については現在事業を実施していないため、事業実施の方策について調査していきます。

**④　成年後見制度利用支援事業**

地域の成年後見制度中核機関である東久留米市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、首長申立と第三者後見人への報酬助成制度を積極的に運用して、制度利用を推進します。

**⑤　成年後見制度法人後見支援事業**

現在事業を実施していないため、事業実施の方策について調査していきます。

**⑥　意思疎通支援事業**

必要な手話通訳者が確保できるよう、市の養成講習等の実施により手話通訳者の確保に努めます。また、市の窓口においては遠隔手話サービスの提供によりコミュニケーションを支援します。

**⑦　日常生活用具給付等事業**

引き続き障害に応じた自立生活支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。また、用具の対象品目や範囲については、随時検討します。

**⑧　手話奉仕員養成研修事業**

手話講習会（入門、基礎、応用、通訳養成）の実施により手話通訳者の養成を行うとともに普及啓発を図ります。

**⑨　移動支援事業**

福祉人材の不足が見込まれるため、事業所と連携して人材の確保に努めるとともに、より利用しやすい制度となるよう適宜利用要件等の見直しを行います。

**⑩　地域活動支援センター機能強化事業**

引き続き障害のある人の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を担うべく、地域のニーズを把握し、プログラムの充実を図ります。

**⑪　訪問入浴事業**

引き続き、必要なサービス量の確保に努めます。

**⑫　日中一時支援**

福祉人材の不足が見込まれるため、事業所と連携して人材の確保に努めるとともに、より利用しやすい制度となるよう適宜利用要件等の見直しを行います。

**⑬　点字・声の広報等発行事業**

引き続き事業を実施し、情報入手が困難な人への支援を行います。

～青年・成人期の余暇活動について～

児童に対する放課後等の「自立支援と日常生活の充実のための活動」「創作活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」に関する支援としては「放課後等デイサービス」が児童福祉法に定められていますが、成人に対する日中活動終了後の余暇活動に関する支援については、同様なサービスが定められておりません。

青年・成人期における日中活動終了後の過ごし方については、休息の時間に配慮したうえで、本人の希望により選択できる活動の場の提供が望まれています。

こうした状況を踏まえ、市では、令和元年度より市内で青年・成人期の余暇活動に関する支援を提供する事業者に対し、活動の場としてさいわい福祉センターの施設貸出を開始しており、また新たな活動の場の確保についても模索しています。

今後も国や都の動向を注視するとともに、生涯学習や地域生活支援拠点の考え方も踏まえ、本市における青年・成人期の余暇活動について地域自立支援協議会などで調査研究していきます。

# 第４章　障害児福祉計画

## １　令和８年度に向けた目標の設定

障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について、国の「基本指針」に即し、地域の実情に応じて、令和８年度における目標を定め、計画を推進します。

### （１）重層的な地域支援体制の構築

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和８年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とするとされています。

本市においては、児童発達支援センターわかくさ学園を地域における中核的な支援施設として位置づけ、事業所連絡会の開催や研修の実施など、地域で障害児通所支援事業等を実施する事業所と緊密な連携を図りながら、重層的な障害児通所支援の体制整備を進めます。

また、児童発達支援センターわかくさ学園で実施している巡回相談や保育所等訪問支援事業等を活用しながら、本市における療育の向上と障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めていきます。

### （２）関係機関と連携した支援

障害児の早期の発見、支援並びに健全な育成を進めるため、児童発達支援センターわかくさ学園で行っている相談事業、親子療育事業と、健康課が行っている乳幼児健診、発達健診時での連携を充実し、早期療育につなげていきます。

また、就学時に庁内及び教育・医療等関係機関と連携し、それぞれの児童に最適な教育が提供できるように支援します。

就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、教育機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所と連携を図り、成人期も含めた切れ目のない支援体制の構築に努めていきます。

### （３）特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図ります。

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とするとされています。本市においては児童発達支援センターわかくさ学園において支援を行っていますが、特に放課後等デイサービス事業所について、事業者への働きかけを行うなど、事業所の確保に努めます。

医療的ケア児に関しては、地域自立支援協議会を関係機関等が連携を図るための協議の場としています。令和５年度に定めた東久留米市医療的ケア児受入方針を基に、適切な支援が受けられるよう関係部署による連携を進めるとともに、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるべく、コーディネーターを配置し、支援のための地域づくりを推進していきます。

**○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数**

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 第３期（見込み） |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| コーディネーター数（人） | 3 | 3 | 3 |

## ２　事業量の見込み

事業量の見込みは、国から示された推計方法による、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態等に鑑み算出しています。

**〇児童発達支援**

未就学児に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第２期（実績） | 第３期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 83 | 109 | 107 | 115 | 123 | 131 |
| 利用日数(日) | 767 | 1,009 | 1,117 | 1,380 | 1,476 | 1,572 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇放課後等デイサービス**

就学児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第２期（実績） | 第３期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 203 | 226 | 232 | 254 | 268 | 282 |
| 利用日数(日) | 2,727 | 2.977 | 2,659 | 3,556 | 4,752 | 3,948 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇居宅訪問型児童発達支援**

重度の障害により通所支援を受けるために外出することが著しく困難である未就学児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第２期（実績） | 第３期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利用日数(日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇保育所等訪問支援**

保育所等を利用中している児童が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問し支援します。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第２期（実績） | 第３期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 実利用者数(人) | 26 | 20 | 15 | 20 | 22 | 24 |
| 利用日数(日) | 138 | 92 | 81 | 100 | 110 | 120 |

令和3、4年度は年度末（3月）実績、令和5年度は9月実績、令和6年度から8年度は年度末（3月）見込み

**〇障害児相談支援**

障害児通所支援を利用する人に、その人の状況に適したサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整、モニタリング等の支援を行います。

（月あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 第２期（実績） | 第３期（見込み） |
| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 障害児相談支援 | 37 | 42 | 37 | 58 | 68 | 80 |

各年度月平均実績、令和5年度は9月までの月平均実績

※障害児相談支援はモニタリング利用件数を含む

【児童系サービスの見込量確保に向けての方策】

○利用者のニーズの増加が引き続き見込まれるなか、サービスの質の確保が課題となっています。地域自立支援協議会の子ども部会や事業所間の情報交換、東京都と市の合同による実地指導等により、サービスの質の向上を目指すとともに、必要な事業量の確保に努めます。

○相談支援専門員の不足が見込まれるため、新規事業者の参入や研修の受講を積極的に促し、見込み量の確保に努めます。

# 資料編

## １　検討経過

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月日 | 会議名 | 内容 |
| 令和５年7月18日 | 第１回東久留米市地域自立支援協議会 | １　ＰＤＣＡサイクルに則った第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画の進捗評価 |
| 令和５年9月11日 | 第２回東久留米市地域自立支援協議会 | １　アンケート調査実施報告２　計画骨子案についての協議 |
| 令和５年11月13日 | 第３回東久留米市地域自立支援協議会 | １　計画素案についての協議 |
| 令和6年1月16日 | 第４回東久留米市地域自立支援協議会 | １　パブリックコメントの結果についての報告２　計画案についての協議 |

|  |
| --- |
| パブリックコメントの実施（計画素案） |
| 実施期間　令和5年１２月4日～令和5年１２月２5日意見提出　８人 |

## ２　東久留米市地域自立支援協議会

**（１）東久留米市地域自立支援協議会設置要綱**

（目的）

第１ この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３の規定に基づき、障害福祉に関する関係者による相互の連携及び、地域における情報共有、支援体制の整備について協議を行うために設置する東久留米市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第２ 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

（１） 相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関すること。

（２） 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。

（３） 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

（４） 障害福祉計画に関すること。

（５） その他障害福祉に関することで協議会が必要と認めること。

（委員構成）

第３ 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから１７名以内をもって構成し、市長が委嘱する。

（１） 障害福祉に関する学識経験者

（２） 障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者

（３） 相談支援事業者

（４） 障害福祉サービス事業者

（５） 保健医療関係者

（６） 教育関係者

（７） 就労支援関係者

（８） 民生児童委員の代表者

（９） 社会福祉協議会の代表者

（会長及び副会長）

第４ 協議会に会長１名及び副会長１名を置く。

２ 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

３ 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第５ 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

（会議）

第６ 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２ 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

（専門部会）

第７ 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（守秘義務）

第８ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局及び庶務）

第９ 協議会の事務局は、東久留米市立さいわい福祉センターに置き、協議会の庶務は事務局及び障害福祉課において処理する。

（その他）

第１０ この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**（２）東久留米市地域自立支援協議会委員名簿（令和５年度）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **種　　別** | **人数枠** | **氏　　名（敬称略）** | **部　　会** | **備　　考** |
| 障害福祉に関する学識経験者 | 2 | 会長村山　拓 |  |  |
| 斎藤　利之 | 子ども部会 |  |
| 障害当事者又は障害者団体・家族会の代表者 | 3 | 堀野　めぐみ | 子ども部会 |  |
| 松本　健彦 | 住みよいまちづくり部会 |  |
| 吉野　ますみ | 就労部会 |  |
| 相談支援事業者 | 2 | 河野　直樹 | 就労部会 | 部会長 |
| 小林　宏治 | 住みよいまちづくり部会 | 副部会長 |
| 障害福祉サービス事業者 | 3 | 副会長磯部　光孝 | 住みよいまちづくり部会 | 部会長 |
| 高原　聡 | 就労部会 | 副部会長 |
| 有馬　優子 | 子ども部会 | 部会長 |
| 教育関係者（都立特別支援学校） | 1 | 小田部　恵 | 就労部会 |  |
| 就労支援関係者 | 1 | 石渡　理之 | 就労部会 |  |
| 保健医療関係者 | 1 | 鈴木　朋恵 | 子ども部会 |  |
| 民生児童委員の代表者 | 1 | 西山　久美子 | 住みよいまちづくり部会 |  |
| 社会福祉協議会の代表者　 | 1 | 岡野　泰嗣 | 住みよいまちづくり部会 |  |

※　委員任期　令和４年４月１日～令和６年３月31日

## ３　アンケートからみられる状況

### （１）調査の目的

令和６年度を初年度とする「東久留米市第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」の策定に向け、当事者の状況、サービスの利用意向及び利用実態を把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とすることを目的に実施しました。

### （２）実施概要

調査対象：障害や慢性疾患のある人から、次のように種別ごとに無作為抽出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 市内対象者数 | 抽出者数 | 割合(%) |
| ①身体障害者手帳所持者 | 3,114 | 1,405 | 40.1 |
| ②愛の手帳（療育手帳）所持者 | 1,024 | 462 | 13.2 |
| ③精神障害者保健福祉手帳所持者 | 1,212 | 547 | 15.6 |
| ④発達障害の診断を受けている者 | 174 | 79 | 2.2 |
| ⑤自立支援医療（精神通院）受給者 | 1,154 | 521 | 14.9 |
| ⑥難病医療費助成受給者 | 865 | 390 | 11.2 |
| ⑦小児慢性特定疾病医療費助成受給者 | 47 | 21 | 0.6 |
| ⑧その他児童通所サービス費の受給者（①から⑦に該当せず児童福祉法に規定される児童通所サービス費の支給を受けている者） | 167 | 75 | 2.2 |
| 合 計 | 7,757 | 3,500 | 100 |

※対象者数の計数に当たって、複数の種別に該当する者については、以下の順位において最上位となる種別に計上した。②＞①＞④＞③＞⑤＞⑥＞⑦＞⑧

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：６月５日～６月23日

回収結果：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配布数 | 回収数 | 回収率 |
| 3,500 | 1,545 | 44.1％ |

### （３）図表の見方

○回答結果の割合（％）はサンプル数（集計対象者総数）に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から１つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0％にならない場合があります。

○複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は回答数に対する選択肢ごとの回答数のそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0％を超える場合があります。

○図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

○グラフ及び表のn数（number of case）は、サンプル数（集計対象者総数あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。

○クロス集計表について、各項目で第１位の数値に色を付けています。また、n数が少ない項目については、参考値として掲載しています。

### （４）調査結果

〇**回答者について**

■年齢（令和５年６月１日現在）



■手帳の種類・診断の有無



**○暮らしについて**

暮らし方については、「家族と暮らしている」の割合が最も高く、次いで「一人暮らしをしている」、「施設に入所している」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【愛の手帳（療育手帳）】で「グループホームで暮らしている」の割合が、【精神障害者保健福祉手帳】、【自立支援医療（精神通院医療）】で「一人暮らしをしている」の割合が、他に比べて高くなっています。

■現在の暮らし（○は１つ）



日常生活で困っていることについては、「将来の生活のこと」の割合が最も高く、次いで「身体・健康のこと」、「特にない」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【精神障害者保健福祉手帳】と【自立支援医療（精神通院医療）】で「仕事や収入・生活費のこと」の割合が、他に比べて高くなっています。

■日常生活で困っていること（あてはまるものすべてに○）



普段の生活で介助が必要か、また主な介助者は誰かについては、「現状、介助は必要ない」の割合が最も高く、次いで「配偶者（夫・妻）」、「親（父・母）」となっています。

■普段の生活で介助を必要としているか。介助が必要な方は、主な介助者（○は１つ）



主な介助者の困っていることについては、「精神的な負担が大きい」が最も高く、次いで「介助者自身の健康に不安がある」、「長期の旅行や外出ができない」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【身体障害者手帳】と【愛の手帳（療育手帳）】で「介助者自身の健康に不安がある」の割合が、【精神障害者保健福祉手帳】、【発達障害】、【自立支援医療（精神通院医療）】、【障害児通所支援】で「精神的な負担が大きい」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

■主な介助者の方が困っていること（あてはまるものすべてに○）



今後、介助や支援にあたって課題になると考えられることについては、「介助者自身の健康に不安がある」の割合が最も高く、次いで「代わりの介助を頼める人がいない」、「精神的な負担が大きい」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【身体障害者手帳】と【愛の手帳（療育手帳）】で「介助者自身の健康に不安がある」の割合が、【精神障害者保健福祉手帳】、【自立支援医療（精神通院医療）】、【障害児通所支援】で「精神的な負担が大きい」の割合が、最も高くなっています。

■今後、介助や支援にあたって課題になると考えられること（あてはまるものすべてに○）

今後暮らしたいと思う生活の場については、「家族と暮らしたい」の割合がと最も高く、次いで「一人暮らしをしたい」、「わからない」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれも「家族と暮らしたい」が最も高くなっているものの、【愛の手帳（療育手帳）】で「グループホームで生活したい」の割合が、【精神障害者保健福祉手帳】と【自立支援医療（精神通院医療）】で「一人暮らしをしたい」の割合が、他に比べてやや高くなっています。

■今後希望する暮らし（○は１つ）



障害者（児）が入所施設ではなく、住み慣れた地域で暮らしていくことをどう思うかについては、「特に問題はない」の割合が最も高く、次いで「わからない」、「地域で暮らすのは難しいと思う」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【愛の手帳（療育手帳）】と【障害児通所支援】で「地域で暮らすのは難しいと思う」の割合が、それぞれ他に比べて高くなっています。

■障害者（児）が入所施設で生活するのではなく、住み慣れた地域で暮らしていくことについて（○は１つ）



障害者（児）が地域で生活していくために必要だと思うことについては、「地域生活やサービス利用に関する相談支援」の割合が最も高く、次いで「地域の人たちの障害に対する理解」、「利用しやすい医療機関」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【身体障害者手帳】と【愛の手帳（療育手帳）】では「地域生活やサービス利用に関する相談支援」の割合が最も高くなっていますが、その他の手帳の種類・診断では「地域の人たちの障害に対する理解」の割合が最も高くなっています。また、【愛の手帳（療育手帳）】で「日中の活動・訓練場所や作業所の充実」、「グループホームの拡充」の割合が、他に比べて高くなっています。

■障害者（児）が地域で生活していくために必要なこと（特に必要と思われるもの３つまで○）



**○余暇活動、文化芸術・スポーツ活動について**

これまでに参加したことのある活動については、「特にない」の割合が最も高く、次いで「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学」、「旅行」となっています。

■参加したことのある余暇活動、文化芸術・スポーツ活動（あてはまるものすべてに〇）



余暇活動、文化芸術・スポーツ活動に参加するために必要な条件については、「身近なところで活動できる」の割合が最も高く、次いで「経済的な負担が少ない」、「特にない」となっています。

■余暇活動、文化芸術・スポーツ活動に参加するために必要なこと（○は３つまで）



**○障害福祉サービスについて**

普段の障害福祉サービスの利用に関して困っていることについては、「特に困っていることはない」の割合が最も高く、次いで「制度がわかりにくい」、「市役所での手続きが大変」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【精神障害者保健福祉手帳】で「制度がわかりにくい」の割合が、【発達障害】と【障害児通所支援】で「市役所での手続きが大変」の割合が、それぞれ最も高くなっています。

■普段の障害福祉サービスの利用に関して困っていること（あてはまるものすべてに○）



普段受けている障害福祉サービスに満足しているかについては、「現在は特にサービスを受ける必要がないので利用していない」の割合が最も高く、次いで「ほぼ必要なサービスを受けられており満足」、「必要なサービスを受けられており大いに満足」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、「必要なサービスを受けられており大いに満足」と「ほぼ必要なサービスを受けられており満足」を合わせた“満足”では【愛の手帳（療育手帳）】、【発達障害】、【障害児通所支援】で、他に比べて高くなっています。一方、「ほぼ必要なサービスを受けられているがサービスの質に満足できない」と「必要なサービスが十分に受けられず不満足」と「受けたいサービスが地域になく不満足」を合わせた“不満足”では、【愛の手帳（療育手帳）】が、他に比べてやや高くなっています。

■普段受けている障害福祉サービスに、満足しているか（○は１つ）



**○日中活動、就労について**

平日の日中の過ごし方については、「特に何もしていない」の割合が最も高く、次いで「自宅で家事や手伝いをしている」、「パート・アルバイトなどで働いている」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【愛の手帳（療育手帳）】で「福祉的就労をしている（福祉作業所など）」の割合が、【精神障害者保健福祉手帳】で「自宅で家事や手伝いをしている」の割合が、【発達障害】で「正社員として働いている」の割合が、最も高くなっています。

■平日の日中の過ごし方（18歳以上）（○は１つ）



仕事をする上で困っていることについては、「給与・工賃などの収入が少ない」の割合が最も高く、次いで「特に困っていることはない」、「精神的な負担が大きい」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【精神障害者保健福祉手帳】、【発達障害】、【自立支援医療（精神通院医療）】で、「給与・工賃などの収入が少ない」、「精神的な負担が大きい」、「障害に対する職場の理解が不足している」、「職場の人間関係」の割合がそれぞれ他に比べて高くなっています。

■仕事をする上で困っていること（18歳以上）（あてはまるものすべてに○）



就労していくために必要だと思う支援については、「障害や病気などに応じた柔軟な勤務体制」の割合が最も高く、次いで「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」、「障害の特性にあった職業・雇用の拡大」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【愛の手帳（療育手帳）】で「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が最も高くなっています。

■就労していくために必要な支援（18歳以上）（あてはまるものすべてに○）



**○障害児福祉について**

　障害に気づいたきっかけについては、「家族による気づき」の割合が最も高く、次いで「病院などの医療機関による受診・健診」、「市が実施する健診」となっています。

■障害に気づいたきっかけ（18歳未満）（あてはまるものすべてに○）



　保護者の不安や悩みについては、「学校での集団生活や人間関係」の割合が最も高く、次いで「本人の習熟度にあった勉強指導」、「適性に合った進路の相談支援」と「進学等の環境変化に伴う本人の適応性」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【愛の手帳（療育手帳）】で「成人後の日中の通所先」の割合が、最も高くなっています。

■保護者が抱える不安や悩み（18歳未満）（○は３つまで）



　保護者の方が、不安や悩みの相談を希望する場については、「児童発達支援センターわかくさ学園」の割合が最も高く、次いで「障害児通所支援事業所」、「わからない」となっています。

■保護者が不安や悩みを相談する場として希望するもの（○は３つまで）



**○市の障害福祉施策について**

今後、市行政で重点的に取り組むべきと思う施策については、「災害時の支援」の割合が最も高く、次いで「障害者の就労支援の充実」、「バリアフリーのまちづくり」となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【愛の手帳（療育手帳）】で「グループホームの施設整備」が最も高く、「成人期の余暇活動の場づくり」の割合が、他に比べて高くなっています。また、【精神障害者保健福祉手帳】と【自立支援医療（精神通院医療）】で「障害者の就労支援の充実」の割合が、【発達障害】で「児童の発達相談を切れ目なく受けられる体制づくり」と「障害者の就労支援の充実」の割合が、【障害児通所支援】で「特別支援教育のいっそうの充実」の割合が、最も高くなっています。

■今後、市行政で重点的に取り組むべきと思う施策（○は３つまで）



## ４　ヒアリングからみられる状況

本計画の策定に向け、各関係者や事業所の立場から見た障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などに関する意向などを把握するため実施しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 団体ヒアリング調査 | 事業所ヒアリング調査 |
| 調査対象 | 当事者団体、学校関係団体、発達障害関係団体、難病関係団体　９団体 | 障害福祉関係市内法人　48箇所 |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 | 郵送配布・郵送回収 |
| 調査期間 | 令和５年８月27日～令和５年９月12日 | 令和５年８月27日～令和５年９月12日 |
| 回収結果 | ２件 | 34件 |

### （１）団体ヒアリング調査

【理解の促進や地域交流について】

・愛着障害のお子さんが発達障害とされてしまっているケースが増えている様に強く感じている。発達障害の子どもにおいては、学校などの環境下では知識の少ない保護者であっても学校主導で最低限ではあるが支援にたどり着いているケースを見受けられるようになった。この点に関しては障害福祉課の啓発支援などが少しずつ広がっていることを評価したい。

・東久留米市は障害者（難病患者）に対しての理解はあると思っています。しかし地域社会への参加をしたくてもそのすべがない（情報・交通の手段）。

【生活支援】

・デイサービス利用が多い（病気が特殊で難しい面もあるようです。また、介護タクシーを利用している会員も少なくその情報があるとよい）。

【安全・安心】

・大人への啓発も重要だが、幼小期からの多様性を持つ子(障害児を含む)の同年齢の理解や啓発を行うことを継続して頂くことが、１０年後、２０年後に起きた際の緊急事態発生下の避難生活やその他の場面において自治が図れ、行政主導の障害者支援の分量が適切に減らせることが期待できると考える。結果的に本当に必要な程の重傷者への十分な支援が図れると想像する。

・災害緊急時に地域でどのようにしていただけるのか、また、地域が障害難病患者の情報をどのようにつかんでいるのか伺いたい。

【雇用・就労、経済的自立への支援】

・現在、発達障害をもつ子どもが不登校などにいたるケースが多く見受けられるが、その背景には周囲からの特性の無理解や本人の力量以上の課題を押しつけられている場面がある。現在市が行っている就労必要期の当事者への支援だけではなく、二次障害を防止する具体的な策を至急で進めるべきと考える。それが結果的に就労を通した社会参加につながり、当事者の健全な生活を支えると考える。保護費を支給すれば良いというわけではない。

・経済的には医療費が大変です。自立は難しい面がある。

【教育・療育】

・その子のもつ状況が特別支援学級・通常級、どちらにもまたがっている場合のケースでは、当事者である子どもがひとつひとつの特性に応じた教育支援が得られていないケースが多い。また、学校でのお子さんへの具体的な教育内容、その教育の目的などが保護者に共有が図れておらず、保護者の相談時に何も情報を持たない保護者が目立つ。保護者が情報を持ってこそ、学校と家庭が良い塩梅で教育や家庭療育を担うことが出来る。

【保健・医療】

・学校訪問まで行える療育施設が必要と考えるが、受入れ数が少ないと感じる。
放課後デイについては、サービスの質や受け入れ体制などが保たれているか、昨今のニュースにあるような虐待事案が発生していないか継続して関わって頂きたいと思う。

・毎月スポーツインストラクターにリハビリ体操をお願いしている。

・だんだん声が出にくくなるので大きな声の出せる施設を借りる事ができるといい。

【生涯学習（文化芸術・スポーツ・余暇活動）について】

・そもそも発達障害を抱える子が受入れてもらえる放課後の場所(習い事等)を保護者が不安なく探せる状況になっていない。障害福祉課に余力があるならば、民間の塾を含めた各施設が障害者差別解消法の不当な取り扱いを踏まえた義務の中でどのような前向きなサポートを行えているのか、冊子作成など行えれば、それを見た上で子どもの居場所を考えることが出来る。行政の関わりの中では難しいかもしれないが、どこかが担えるような流れを作れないかと思っている。

・卓球等はパーキンソン病の人たちにはとてもいいが、施設の状況がわからない。カラオケ等ができる施設があるのか伺いたい。

### （２）事業所ヒアリング調査

**○事業所の運営について**

事業所の運営上の課題としては、「職員の確保が難しい」「事務作業量が多い」の割合が高くなっています。

■事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか。



事業所の人材育成のために取り組んでいることとしては、「事業所内での研修の実施」が最も高く、次いで「OJTの実施」「資格取得のための休暇取得の支援や金銭的な支援」「職員に後輩の育成経験を持たせている」「法人全体（関係会社を含む）で連携して育成に取り組んでいる」なども高くなっています。

■貴事業所では、スタッフの質の向上など人材を育成するためにどのようなことに取り組んでいますか。



【サービス利用状況の変化や今後の見通し】

・ＩＣＴを利用した個別療育の普及や在宅児童への支援などを広めていきたい。

・ここ数年短期入所の問い合わせが非常に増えてきており、新規利用者も増えてきている。特に行動障害を有する重度利用者が多く、入所の空きの問い合わせも多い。行動障害や重度の方々の生活の場が足りていないのは明白で、そうしたニーズにどう応えていけるかが我々に課せられた課題と考えている。

・感染症のため利用者の仕事が継続不能になり、工賃に多大な影響があった。宿泊を伴う旅行は日帰りに変更、日常生活について変更せざるを得ないことが多くあったが、利用者はそれなりに適応し、たくましい一面を垣間見ることができた。通所事業所の社会的責任として社会情勢の変化に対応は必要だが、閉所を防ぐことを大前提とした運営をしなければならないと考える。

・感染症が蔓延した際に、長期にわたってお休みの利用者が増える。その影響は大きく、収入が落ち込んだ際の助成を手厚くしてほしいと思う。

・コロナ禍で、ＬＩＮＥ、ZOOMを活用し、相談や面談、プログラム参加の機会を作ってきた。これは、孤立した状態から、支援者と信頼関係を作っていくにあたり、非常に重要な方法となった。話すこと、人に会う緊張が強い方も多い中で、本人が選べるコミュニケーションの選択肢を広げる機会として重要であった。コロナ特例が終わってからは、生活訓練事業においてはリモートでの在宅支援の道がなく、非常に困惑している。（実質必要な活動のため、継続している。）

・今後は感染症や自然災害など万が一の事態に備えて、グループホームなど生活の拠点となる場所の確保が大切になると思う。実家からの距離感や縁のある土地など、本人にとって有利な条件を備えたサービス利用の仕方であるべきかと思う。特にグループホームも他の事業所も安否確認や地域連携がしやすくなる関連性を相互に備えていくべきだと感じている。

・長引くコロナ禍で、地域との繋がりを持つ行事等が減ってしまった。職員も行事経験が乏しく、一つひとつ創り上げていくのに時間がかかる。

**○障害福祉に関する現状や課題、今後の方向性**

【障害福祉人材の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上について】

・人材の確保については、民間の求人サービスでないと応募率がどうしても少なくなってしまう。料金が高い場合が多いので、行政としてもこれらを助成するシステムがあればいいと感じる。

・児童福祉スタッフだけで発達障害児や脳性麻痺児などを扱うことは限界がある。医療職が積極的に児童福祉業界に参画して、医学的にアプローチしていく骨組みを作るべきだと考える。現状の加算システムでは医療職を雇用できるまでに至らない。

・高齢化や重度化など今後一層困難ケースが多くなる。市内の事業所で協力して研修など行い、東久留米全体の専門性を向上させる活動を行政が主導となって行っても良いのではないか。また、もう少し地域自立支援協議会からの発信や働きかけを積極的に行う必要があるのではないかと思う。

・働きやすい職場であることの広報などは、昨年度、社会福祉協議会の方々と関わるようになって広報に掲載していただいたことで反響がとても大きく、ありがたかった。障害福祉課の方々にも、現場を見ていただきたいと思う。ICT、ロボット活用は、それらを使用しているイメージが全くわかない。これは行政で具体的なことを提案して欲しい。導入するにあたり費用がどれくらいで、どのような作業軽減になるのかなどを行政が積極的に伝えていかないと、現場は業務に追われ、考える余裕は無い。

・人材確保は法人努力だけでは難しいと感じている。福祉分野は今後より必要性が増してくることを踏まえ、行政が先頭に立ち職員の地位の向上を求めたい。補助金の単価が上がることで給与面、処遇面を向上させ、より多くの人材を確保することが必要ではないか。

・記録のデジタル化により、各支援者の関わりが相互に確認し合えるようになり、日々の申し送り連絡がよりスムーズになった。利用者についても、一人で担当せず、複数担当制をとり、難しいケースについても一人で抱え込まずに関われるようにしている。

・オンラインでの情報共有が求められる時代だからこそ、ＩＴ導入をしたいが、近年採択率も低く事業再構築補助金やＩＴ導入補助金も不採択が続いている。是非、オンライン化に向けて様々な選択が可能となる支援、支給をいただけるとありがたい。

・毎年市主催の「しごとフェア」が開催され、当法人も求人だけでなく障害者事業所への関心を拡げる場として位置付けている。「しごとフェア」が就職説明会として定着させるためにも市の予算化は必要。法人内の研修だけでなく市レベルで障害者福祉に関する研修会の開催は重要である。例えば、どの事業所にも重要な、昨今でいえば「新型コロナウイルスへの理解や対応」など、時々に応じた専門的な知識が必要。

【地域移行について】

・利用者がどこでどのような支援を受けられるのか不明瞭で、必要な支援が受けられないなどたらい回しになっている現状があるため、各機関が連携できるインフラ整備が必要だと感じている。

・行動障害を有する人や様々な環境の影響で施設入所が適当である利用者も多い。現在入所している人を地域移行しても、入所のニーズがありすぐに埋まってしまう現状から入所者減は困難である。東京には1,400名の入所待機者がいるとされており、地域移行だけでなくこちらの課題にも目を向けるべきではないか。グループホームに関して質の低い事業所も多く報告されており、その質の向上へのアプローチが必要。

・地域移行するには、利用者本人の目標や意思が必要だと思う。その為には段階を踏めるようにすることや、ステップアップした時の不安を取り除く必要があると思う。

・受け入れる事業所を増やすために、受け皿としての人員確保や建物建設、地域の空き家や空き店舗などの情報の提供を望む。

・開設当初から病院からの地域移行を受け入れており、アルコール依存症から脱却し、見事に一般就労へと移行できた方もいる。しかしどの方も相談支援員が他の市区町村からとなり、連携に時間がかかる。東久留米市内における精神障害の方への相談支援員を探すことは困難。

・援護の実施者（区市町村）が事業所の設置市以外になることがあるが、自治体によってサービスの違いや手続きの違いがあり、利用に制限がかかる場合がある。障害のある人の実態に応じたサービスを柔軟に対応できれば地域生活への移行や生活のしづらさの解消も進むと思う。

・精神疾患の利用者は受ける事業所が少ない。移行してもヘルパーが不足している。

【福祉施設から一般就労への移行について】

・就労継続支援Ｂ型に関しては、平均工賃による報酬となっており、現状下請け等の激減や利用者の事情により欠席が多い利用者も平均工賃の算出人数にカウントされるなど、事業運営が非常に困難である。

・障害をオープンにした短時間雇用が広がり、自分にとってできると思えるペースで働ける機会が広がることが重要だと考える。

・地域の企業と障害者の就労支援について話し合う機会や学習する機会を持て、実習することができると働くスキルや雇用するための環境整備をしてもらえるかと思っているため法人で努力しているが、行政も積極的に機会をつくってもらいたい。

・就職して１年前後で力尽きる方が時々いる。その時の状況に応じて、職員との面談、受診同行等により対応して、就労への再挑戦、作業所通所に戻る等が出来ると良いが、在宅生活、入院になる場合もある。障害の理解、丁寧なアフターフォローが必要である。就労定着支援以外でも、就職した方と定期的に面談をすることができると支援が充実すると考えている。

・一般就労を目標としている方が少ない。就労を考えている方でも現実的な話になると、今は就労する時ではない等と言われてしまうとそれ以上話を進められない。就労等の経験がないため不安を感じていると思われる。就労継続支援Ｂ型から定期的に企業実習などできる仕組みが必要と思うが、現状で実習まで支援するのは仕事量として難しい。

・一般就労中のフォローが大事であるが、アフターフォローを拒む人も多い。

・特別支援学校の高等部卒業後の進路では、一般就労や就労系の選択が多い。生活介護であっても就労している事業所は多く、一人一人の生徒にあった進路の選択が必要に思う。そのためには学校側が親に任せず、地域の福祉事業所の実態を把握し、生徒に積極的に提案をしてほしい。そのために事業所側に必要なことも提案していただきたい。

【強度行動障害を有する障害者等への支援について】

・医療者でもケア・支援は難しいと感じる。それは圧倒的に介入できる従事者が少ないこと、学習領域的にも難しいことで発展が困難ということなどが挙げられる。ただケアをしていくだけということではスタッフのメンタルがもたず、結果的に家族の負担が増えている現状なのかと考えている。直接ケアに従事しているスタッフへ経済的な援助がないと支援体制の継続は難しいと思う。

・行動障害を有する人は、入所・短期入所とも利用を拒否する事業所も多くあると聞いている。理由は主に人の配置の問題や専門性の欠如ということで、こうした事由の是正を図ることに地域としても協力して解決していきたい。

・ニーズが高いことは理解しているが、施設が狭いことや、人材不足、医療的な専門性を持つ看護師を常時配置することに難しさがある。事業を起こす際は行政の多くの支援が必要と考える。

・医療連携体制で訪問看護に来ていただいている。支援員では判断ができない事例、服薬など相談ができる体制になった。利用者は丁寧に話を聞いてもらい良い関係になっている。

・通常の職員体制では対応が出来ない。強度行動障害を有する人一人につき、職員一人必要。支援の対応がバラバラだと強度行動障害の利用者にとっては混同してトラブルに発展しやすい。環境と本人の居場所作りが必要。

・強度行動障害研修が東京都で実施される場合は、積極的に受講している。養成研修を東久留米市でも法人に委託するなど、すそ野を広げる努力をして欲しい。

・現状は、受け入れ先が少なく、事業所見学も順番待ちといった状況と聞く。人材育成と事業所を増やすためには、市や都道府県の手厚い補助や研修などのプログラムも必要だと考える。

【障害児支援について】

・インクルーシブな学校生活を実現するため、保育所等訪問支援や関係機関連携を積極的に活用し、園、学校との連携に努めている。

・NICUやPICUで経験を積んだ看護師やリハビリ職が児童福祉部門にスムーズに移行できるようなシステムがなければ、トラブルが多発することは明白。小児に携わりたいと思う医療者は多いが、児童福祉部門に来ると早期辞職される方が多いので、それも改善すべき着眼点かと思う。

・１８歳未満の精神障害を抱えた方々の支援は、必要性がありつつも、狭間となってしまっている部分だと思う。不登校、ひきこもり状態にあるこうした世代の方々の日中の居場所、相談の場、また障害についてのケアとなる場は、市内で考えたときに、まったくみえない状態ではないか。１８歳未満の相談も実際に複数名受けており、このニーズについて考えていく必要は大きいと考える。

・わかくさ学園が、基幹センターとしてどこまで動けているのか疑問。相談支援事業として多くの利用者を抱えて、サービス計画作りやモニタリングに追われているように思う。基幹センターとして、児童支援全体のことをみてほしい。

・センターを中核にした体制の構築には、月１回の会議を実施するなど、顔を合わせる機会を増やす。

センターがイベントや催しの中心になって求心力を発揮する。

【相談支援体制の充実・強化等について】

・既存の相談支援体制だと医療機関の情報は僅かで、基本的には児童福祉・地域療育・教育部門の情報が多い。MSWのような医療連携に携わるスタッフがいると保護者や児がスムーズに移行・連携できる。児童福祉部門でも医療情報までを網羅・管理できる相談支援が必要と感じる。

・報酬体系上単独事業では経営が成り立たない。

・相談支援事業は取り組んでいきたい。まず相談をしたいという地域の方は多いはずなので、研修制度などを行政は積極的に充実させて欲しい。

・基幹センターとしてさいわい福祉センターに動いてほしい。わかくさ学園と同じように、サービス計画作成の事業に追われることがないようにしてほしい。困難ケースや、研修など、さいわい福祉センターに相談したら、次の手立てを紹介して、各相談支援事業所が動けるような体制にしてほしい。

・必要としているサービスに繋ぐことができないケースが多い。家族の意向が優先され、利用者本人の希望に沿った支援が実現できないことがある。必要としている社会資源が足りない。

・令和６年の基幹相談支援センター設置の努力義務化に伴い、市としても本格的に検討を進めるべきと考える。

・支援が難しいニーズに対処することを求められることがあるが、そのような時に相談に乗っていただき、スーパーバイズをしてもらえる組織があると、地域の事業所としては心強い。また、知らない間に、事業所を閉鎖された法人を最近知った。事業所間の交流、困難事例の支援、協議会の運営等が出来る組織が出来ると安定感が出てくると思う。

**○地域での生活について**

【地域生活支援拠点について】

・地域生活支援拠点の必要性は感じているが、自事業ですら人材不足、資金不足で手一杯な現状がある。

・市として地域生活支援拠点とは何をするものなのか特定の法人等だけでなく全法人に向けて説明してもらえると良い。地域生活支援拠点とは高齢者分野の包括支援センター的な働きを期待するものになるのか。行政直結でやっていかないと難しいことが多くあると感じる。

【事業所を運営する中で、地域生活支援拠点が必要とされる事例】

・本人の高齢化に伴い、家庭も高齢化し、家庭の判断が難しくなる場合の相談先が、相談支援事業所だけで対応することに難しさを感じている。緊急時に必要なサービスのコーディネートが行政と繋がり適切な支援を行えると良い。

・孤立していて、親兄弟が関われず、籠っておられる方への支援。

【理解の促進や地域交流について】

・近隣の方に行動障害のある利用者に対し、ああいう方はこういう住宅街ではなく、山の中の施設に入れるべきだとはっきりと言われたことがある。確かに大きな声を出し近隣の方に迷惑かけているとは思うが、権利条約で謳われている通りどこに住むかは本人の選択によるもの。こうした障害者の権利侵害や差別が少しでも減るよう努力が必要だし、行政からも訴え続けて欲しい。

・超短時間労働の受け入れを行っており、障害のある方がスモールステップで地域社会へ参加が出来る機会を作るようにしているが、もっと広く協力を求め、職業の選択が出来るようになると良いと思う。

・幼少期からインクルーシブな環境にすることが障害格差の是正、差別の解消につながると考える。

・自治会と防災協定締結済み。利用者の自治会避難訓練への参加や職員が防災会に参加。

・障害者への理解は、障害者権利条約によってノーマライゼーション・差別解消法・合理的配慮など、一般の方々への啓蒙活動は行われている。しかし、現実は厳しいもので、権利はあっても地域の中で暮らすという事は、想像以上にデリケートであり、地域の方々への配慮や理解に押しつぶされてしまう事も少なくない。東久留米はにぎやかカーニバルをはじめ、ポカポカ春のつどいやサンサンフェスティバルなど、地域への障害者理解を促す行事を民間が中心になって担ってきた。社会福祉協議会が中心だった福祉まつりの復活を願う。

【安全・安心について】

・権利擁護については、とにかく研修や勉強会などで職員にも当事者にも認識してもらう機会を増やすことが大事かと思う。行政主導でできるのではないか。日々の業務から離れて、研修会に参加し、グループディスカッションなどを通して事業所職員と関わったりすることも大事かと思う。

・女性の視点、障害当事者の視点を入れた防災組織を広げてほしい

・夕方から夜間、休日など学校や事業所に通えていない時間帯での災害が、ネックになってくると思う。施設、事業所であればＢＣＰや避難訓練を基に対応はできるはずだが、家庭においての避難は困難が生じる。放課後でみれば、児童は放課後等デイサービスが多くの子どもたちを受け入れていることで不安は軽減されるが、青年成人期の夕方からの時間帯は制度もなく地域福祉の狭間となっている。

【生涯学習（文化芸術・スポーツ・余暇活動）について】

・学校に通っている場合は、放課後等デイサービスの利用で保護者もフルタイムで就労していたが、卒業後、通所を始めてフルタイムで就労が出来ないという声をよく耳にする。障害がある家族がいるから就労に制限が掛かってしまうのはいかがなものかと思う。日中一時支援事業があるが、市だけでなく都や国とも協力して、そうした状況を打破するよう検討すべきではないか。

・今のホーム内にも一部の方が油絵など得意分野を発揮している方がおり、市内でも展覧されている。今後日中活動の就労継続支援などを開設後、地域とも連携して様々な箇所で展覧や各個人が役割を持って活躍できる場所を提供できればと思う。

・健康づくりの視点からスポーツなどにも取り組みたいと考えているが、スポーツ活動の希望者は多くない。

・障害者の居場所づくりは、その特性上環境の変化を苦手とする方が多くいる中で、大変苦労する。苦手とは、情緒が不安定になり奇行や拘りの助長、引きこもり、倦怠感、飛出し、場合によっては他害自傷など他人や自分を傷つけてしまうなどの行為をさす。それらをケアするのが、仲間であり、支援者であり、場所である。居場所づくりは田畑を耕す如くとても丁寧に、時間をかけて慎重に行うことが重要である。また、健康維持も重要な問題。自身で健康管理はできず、保護者も高齢や多忙などの理由で、成人病や内疾患を見逃してしまうケースもある。医療に罹らない生活を送るためには、散歩や活動などの適度な運動が必須である。しかし、危険認知の乏しい彼らにとって安全に運動ができる環境や人材の確保は容易いことではない。さいわい福祉センターで青年余暇支援事業が毎週火曜日の夕方に行われている。このような取り組みや場所の提供が毎日どこかの施設や広場であって、本人たちが選択できるような地域を求める。

・気持ちの表出は大事で、ことばでの表現が難しい方は、様々な活動を通しての自分のあった自己表現が出来ると良いと思う。いのちかがやけ作品展やピュアアート展など、参加の機会を多く設定してほしい。

・月に１回でも、定期で運動が補償されている場があり、だれでも参加できるようなプログラムがあることが理想。

【教育・療育】

・将来の社会参加へ向け、社会性とまではいかなくても、他人のいる環境に慣れることが重要だと考えている。

・大切にしていることは集団活動。中重度の方は、将来独立した生活を送れる方は一握りであり、大半がグループホームか施設入所で、必ず誰かの援助を受けながらの生活となる。その時に一番大切なのが人との関わりであり、自分の居場所をしっかり作れること。自閉傾向の強い方は、コミュニケーションが苦手な印象だが、全く他者へ関心がないわけではなく、むしろ感じ取る能力は逆に強くデリケートな場合もある。　自分の居場所とは、心の支えになる安全基地（人や空間）をつくり、心の出入りが自由にできる環境のこと。精神的、物理的な逃げ場であること。療育が身の丈を図りそれに合った支援を受けることであれば、保育はごちゃ混ぜの中で逞しく自分の居場所や自身を形成していくこと。

**○市の障害者に関する施策についての意見や要望**

・事業者の質の底上げ、質の担保、虐待防止効果などが期待できることから、今後、第三者評価に対する補助を検討していただきたい。

・市の施策について直に感じられるものが少ないので、積極的にアピールしてもいいかと思う。情報を得る媒体は年齢によっても異なるが、様々な方に見ていただける工夫があるとありがたい。

・もっと市内の事業者が集まる機会があればと思う。お互い持っているものを持ち寄り、研修・困難事例の検討・スーパーバイズなど行えるのではないかと思う。その結果市内の事業所の繋がりが深まり、市内全体の障害者支援の質を向上していけたらと思う。

・障害福祉課のケースワーカーは最近新しい方も多く、利用者をよく知っているワーカーが少なくなっている。支援区分等の調査も行うため、適切な聴き取りをお願いしたい。また、福祉専門職の配置は短期間の異動ではなく、現場を理解した行政職の配置、そして、行政として福祉に取り組む姿勢を明確にしてほしい。当然出来ること、出来ないこともあると思うが、日々の意見交換や支援体制が必要ではないか。行政と様々なことを相談して利用者の生活を支えていきたいと考えている。

・もっと話をしあえる機会をたくさん持っていきたい。市内の精神障害についての理解啓発は、絶対的に足りないものがあると感じている。そのことによって、そうした障害を持ったままひきこもらざるを得ない方々にも出会っている。誰しもがなる可能性のある身近な障害として理解啓発を進めるためにも、短時間雇用が行政も含め市全体で取り組むものとして広がってほしい。すぐにではなくても、ともに取り組む、という姿勢をまず感じたい。

・利用者、家族の高齢化等の課題が増えている。他分野との連携が増々必要と感じている。行政が主導で解決にあたらなければ、一法人、一事業所で解決できない事案も出てきている。

・放課後等デイサービスが終了する１８歳の壁を行政としてどう考えているか、具体的に案を出してほしい。青年余暇について、第5期、第6期とほぼ同じ文章で掲載はされているが、まったく進展していない。毎日１７時、１８時まで家にいない児童生徒が、１８歳で高等部卒業後、16時に帰宅して、テレビ、ゲーム三昧、母も仕事を辞めざる得ないことは、現実としてたくさんある。これから、どんどん増えていく。そういう方達の支援を、行政ができること、事業所ができることを話しあえる場がほしい。行政・事業所・保護者で、連絡会のようなものを作り、前に進めてほしい。

・市民の方に向けた販売ブースがあるとよいと思う。食品だけでなく市内の事業所が生産した物も販売できる常設ブースがあれば市民の方にアピールできる場所になると思う。

・障害格差がまだあるよう。今まで精神ではない障害の施設では建物を建てるときは市役所等公共の土地に建てることがよく見られたが、精神障害では自分たちで土地を用意する必要があった。土地の用意は大変なもので、狭い場所しか用意ができなかった。精神障害者が老人ホームに簡単に入ることができるようするにはどうしたらよいか。

・移動支援の単価増を希望する。現状の単価では引き受けにくいのが現状。

・市の障害者に関する施策として、障害者就労支援事業所のゴミは無料にしてほしい。また、事業所への家賃補助を望む。

・障害のない人でも正規雇用が少なくなっている。特に若者は自由に労働日を選べるフリーターなど非正規労働者が増えている。労働が機械化、海外での生産化が進むと、障害のある人たちが働ける場がどんどんなくなっていくような気がする。障害が重くても、働ける場を作っていってほしい。

・第６期障害福祉計画には、生涯学習や地域生活支援拠点の考え方もふまえ、青年・成人期の余暇活動について調査研究していきますと書かれている。今回のヒアリングで地域生活支援拠点について問われていますが、余暇活動をイメージする内容は書かれていない。中核的な役割を担う機関が、どのようにして余暇支援を含めてコーディネートし、実践していくかは官民が一体となり本気で考えていかないと解決はできない。さいわい福祉センターのような官民一体の施設が更に充実し、大型法人を誘致していくことなども必要なのかもしれない。

・国、東京都への窓口に積極的になっていただきたい。

・市の障害福祉課は障害のある人にとって大変重要であり、在宅生活の方から入所施設の方、また障害の程度や特性も様々な人にとって大きな役割を果たしていると思う。市内の障害者サービス事業所と連携しながら市にとって、障害のある人にとって何が必要かを検討し政策化していくことが大切。そのためには地域自立支援協議会や施設代表者会から幅広く意見を聞いてほしい。また、市の役割として障害福祉課の職員増やケースワーカーの増は喫緊の課題だと思う。相談支援サービスがあるとは言え、報酬費が低すぎるため丁寧な相談を行うためのスタッフ体制は作れない。それだけでなく、障害のある人にとって公的な相談で市が窓口としてあることは重要。

・障害のある人の健康を守るために、年1回の検診や日々の診察を行えるよう、医師会と協力や連携するなどしてほしい。親亡き後についてグループホームなど受け皿を作るとともに、後見人・本人のこれからなど学習会(具体的な手続きなど)を開催してほしい。

## ５　市内施設一覧

◆通所系事業所（生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援）

| 法人名 | 事業所名 | 事業内容・定員 |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人龍鳳 | ライフパートナーこぶし | 生活介護（35）短期入所（3） |
| 社会福祉法人森の会 | 広域地域ケアセンター　バオバブ | 生活介護（６）就労継続支援B型（29） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 活動センターかなえ | 生活介護（40） |
| 社会福祉法人イリアンソス | のぞみの家 | 生活介護（20） |
| 特定非営利活動法人ピープルファースト東久留米 | ピープルファースト東久留米 | 就労継続支援B型（12） |
| 特定非営利活動法人武蔵野の里 | くるめパソコン作業所 | 就労移行支援（10）就労継続支援B型（24） |
| 東久留米市 | 東久留米市立さいわい福祉センター | 生活介護（8）就労移行支援（12） |
| 特定非営利活動法人コイノニア | 就労支援事業所　コイノニア | 就労継続支援A型（10）就労継続支援B型（28） |
| 社会福祉法人すぎのこ | まあぶる | 就労継続支援B型（20） |
| 社会福祉法人すぎのこ | えいぶる | 就労継続支援B型（35） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 生活寮にじ・かぜ短期入所 | 短期入所（2） |
| 社会福祉法人椎の木会 | 第二どんぐりの家 | 就労継続支援B型（20） |
| 社会福祉法人リブリー | すばる | 生活介護（20）就労継続支援B型（18） |
| 特定非営利活動法人武蔵野の里 | ぶどうの郷 | 就労継続支援B型（24） |
| 社会福祉法人椎の木会 | どんぐりの家 | 就労継続支援B型（25） |
| 社会福祉法人しおん保育園 | しおん学園（忘れな草） | 就労継続支援B型（20） |
| 社会福祉法人森の会 | プラタナス | 生活介護（29）自立訓練（生活訓練）（６） |
| 社会福祉法人イリアンソス | なかまの家 | 生活介護（20） |
| 株式会社きぼうファクトリー | きぼう工房東くるめ | 就労継続支援A型（10）就労継続支援B型（10） |
| 社会福祉法人リブリー | ショートステイ花みずき | 短期入所（1） |
| 社会福祉法人チャレンジャー支援機構 | パン工房モナモナ | 就労継続支援B型（20） |
| 一般社団法人Polyphony | リカバリーカレッジ・ポリフォニー | 自立訓練（生活訓練）（20） |
| 特定非営利活動法人武蔵野の里 | 就労定着支援　つぐみ | 就労定着支援 |
| ROUTE MI株式会社 | any | 就労継続支援B型（20） |
| 社会福祉法人誠音会 | グループホームまこと | 短期入所（1） |
| 株式会社恵 | グループホームふわふわ東久留米 | 短期入所（1） |

◆居住系事業所（施設入所支援・共同生活援助）

| 法人名 | 事業所名 | 事業内容・定員 |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人龍鳳 | ライフパートナーこぶし | 施設入所支援（30） |
| 特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ | グッドライフ生活寮／グッドライフ生活寮２ | 共同生活援助（6） |
| 特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ | グッドライフ生活寮／グッドライフ生活寮３ | 共同生活援助（2） |
| 特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ | グッドライフ生活寮／グッドライフ生活寮４ | 共同生活援助（3） |
| 社会福祉法人東京コロニー | 東久留米第二氷川台寮／東久留米第一氷川台寮 | 共同生活援助（6） |
| 社会福祉法人東京コロニー | 東久留米第二氷川台寮／東久留米第二氷川台寮 | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人椎の木会 | グループホームどんぐり中央荘／グループホームどんぐり中央荘 | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人椎の木会 | グループホームどんぐり中央荘／グループホームどんぐり第二中央荘 | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 生活寮そら／生活寮そら | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 生活寮そら／生活寮うみ | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 生活寮そら／生活寮かぜ | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人イリアンソス | 生活寮そら／生活寮にじ | 共同生活援助（7） |
| 特定非営利活動法人武蔵野の里 | グループホームむさし野／グループホームむさし野１ | 共同生活援助（8） |
| 社会福祉法人森の会 | 優朋／優朋 | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人森の会 | 優朋／けやき | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人森の会 | 優朋／かりん | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人森の会 | 優朋／たちばな | 共同生活援助（4） |
| 特定非営利活動法人自立福祉会 | ウィル生活寮／ウィル生活寮 | 共同生活援助（4） |
| 特定非営利活動法人自立福祉会 | ウィル生活寮／ウィル第二生活寮 | 共同生活援助（5） |
| 特定非営利活動法人自立福祉会 | ウィル生活寮／ウィル第三生活寮 | 共同生活援助（2） |
| 特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ | みんなの家やすらぎ寮第１／みんなの家やすらぎ寮第１ | 共同生活援助（4） |
| 特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ | みんなの家やすらぎ寮第１／みんなの家やすらぎ寮第２ | 共同生活援助（4） |
| 特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ | みんなの家やすらぎ寮第１／みんなの家やすらぎ寮第３ | 共同生活援助（4） |
| 特定非営利活動法人コイノニア | コイノニアホーム／コイノニアホーム | 共同生活援助（7） |
| 特定非営利活動法人コイノニア | コイノニアホーム／八幡町コイノニアホーム | 共同生活援助（6） |
| 社会福祉法人リブリー | グループホーム花みずき／グループホーム花みずき  | 共同生活援助（6） |
| 社会福祉法人リブリー | グループホーム花みずき／グループホーム山ぼうし | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人すぎのこ | すぎのこハウス／すぎのこハウス | 共同生活援助（6） |
| 株式会社悠楽 | 悠楽ホーム／悠楽ホーム１ | 共同生活援助（4） |
| 株式会社悠楽 | 悠楽ホーム／悠楽ホーム２ | 共同生活援助（2） |
| 株式会社悠楽 | 悠楽ホーム／悠楽ホーム前沢 | 共同生活援助（5） |
| 株式会社悠楽 | 悠楽ホーム／悠楽ホーム南町 | 共同生活援助（4） |
| 株式会社エイ・ゼット | わんダフルホーム／わんダフルホーム１号館 | 共同生活援助（4） |
| 株式会社エイ・ゼット | わんダフルホーム／わんダフルホーム２号館 | 共同生活援助（4） |
| 株式会社エイ・ゼット | わんダフルホーム／わんダフルホーム３号館 | 共同生活援助（4） |
| 株式会社エイ・ゼット | わんダフルホーム／わんダフルホーム５号館 | 共同生活援助（4） |
| ビーサイドユー株式会社 | ビーハウス東久留米／ビーハウス東久留米１０１ | 共同生活援助（4） |
| 一般社団法人Your Lifestyle研究所 | YLひばりが丘事業所／第七ひばり寮 | 共同生活援助（7） |
| 社会福祉法人チャレンジャー支援機構 | モナモナホーム第１／モナモナホーム第１ | 共同生活援助（4） |
| 株式会社住宅環境整備 | TOKYO　Smile／東久留米　Ａ | 共同生活援助（4） |
| 社会福祉法人誠音会 | グループホームまこと／グループホームまこと | 共同生活援助（9） |
| 株式会社恵 | グループホームふわふわ東久留米／グループホームふわふわ東久留米Ａ | 共同生活援助（10） |

◆児童系事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 事業所名 | 事業内容・定員 |
| 東久留米市 | 東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園 | 児童発達支援（32）保育所等訪問支援 |
| 特定非営利活動法人ゆう | てんとうむし | 放課後等デイサービス（10） |
| 特定非営利活動法人かるがも花々会 | だっく | 放課後等デイサービス（10） |
| 特定非営利活動法人かるがも花々会 | ぐ～す | 児童発達支援放課後等デイサービス※多機能型・合計（10） |
| 社会福祉法人イリアンソス | このみ | 放課後等デイサービス（10） |
| 一般社団法人シュプロス | シュプロス東久留米教室 | 放課後等デイサービス（10） |
| 合同会社Ｒａｄｉａｎｔ　Ｋｉｄｓ | 放課後等デイサービス　カーリッジ東久留米 | 放課後等デイサービス（10） |
| 株式会社あいる | あいる | 放課後等デイサービス（10） |
| 株式会社ｍｏｖｅ | こぱんはうすさくら　東久留米教室 | 児童発達支援放課後等デイサービス※多機能型・合計（10） |
| 株式会社ハビリテート | ハビリテート | 児童発達支援放課後等デイサービス※多機能型・合計（10） |
| 合同会社アヴリオ | コペルプラス　東久留米教室 | 児童発達支援放課後等デイサービス※多機能型・合計（10） |
| 株式会社ライトワールド | ブロッサムジュニア　ひばりヶ丘教室 | 児童発達支援放課後等デイサービス※多機能型・合計（10） |
| 株式会社Ｖill | てらぴぁぽけっと　東久留米駅前教室 | 児童発達支援（10） |
| 合同会社ＨＬＣ | ぷーち東久留米 | 放課後等デイサービス（10） |
| 株式会社ｍｏｖｅ | こぱんはうすさくら　東久留米前沢教室 | 放課後等デイサービス（10） |

◆相談支援系事業所（計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

| 法人名 | 事業所名 | 事業内容 |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人椎の木会 | 東久留米市地域生活支援センターめるくまーる | 計画相談支援・地域移行支援地域定着支援 |
| 特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ | 自立生活センターグッドライフ | 計画相談支援障害児相談支援 |
| 東久留米市 | 東久留米市立さいわい福祉センター | 計画相談支援 |
| 社会福祉法人龍鳳 | ライフパートナーこぶし | 計画相談支援 |
| 東久留米市 | 東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園発達相談室 | 計画相談支援障害児相談支援 |
| 社会福祉法人森の会 | 広域地域ケアセンター　バオバブ | 計画相談支援 |
| 社会福祉法人イリアンソス | イリアンソス相談支援センター | 計画相談支援障害児相談支援 |
| 特定非営利活動法人武蔵野の里 | 相談支援センター　武蔵野の里 | 計画相談支援 |
| 社会福祉法人すぎのこ | すぎのこ相談室 | 計画相談支援 |
| 特定非営利活動法人コイノニア | 特定相談支援事業所　コイノニア | 計画相談支援 |
| 特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来 | 相談ステーションむくむく | 計画相談支援障害児相談支援 |
| 社会福祉法人リブリー | 相談支援事業所　すばる | 計画相談支援 |
| 特定非営利活動法人ゆう | 相談支援センターくるみ | 計画相談支援障害児相談支援 |
| 社会福祉法人チャレンジャー支援機構 | モナモナ相談支援センター | 計画相談支援 |
| 特定非営利活動法人たすけあいぐるーぷぬくもり | 相談支援センターぬくもり | 計画相談支援障害児相談支援 |
| 一般社団法人Ｐｏｌｙｐｈｏｎｙ | 特定相談支援事業所　ポリフォニー | 計画相談支援 |
| 合同会社アヴリオ | 相談支援事業所コペルプラス東久留米 | 計画相談支援障害児相談支援 |

◆教育相談

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 事業所名 | 事業内容 |
| 東久留米市 | 教育センター　中央相談室 | 教育に関する相談 |
| 東久留米市 | 教育センター　滝山相談室 | 教育に関する相談 |

◆地域生活支援事業所（移動支援・日中一時支援）

| 法人名 | 事業所名 | 事業内容 |
| --- | --- | --- |
| 東久留米市 | 東久留米市立さいわい福祉センター | 移動支援日中一時支援 |
| 特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ | 自立生活センター　グッドライフ | 移動支援 |
| 特定非営利活動法人ゆう | 在宅支援グループ　優友 | 移動支援日中一時支援 |
| 特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来 | へるぱーすてーしょん　夢来夢来 | 移動支援日中一時支援 |
| 特定非営利活動法人かるがも花々会 | ヘルパーステーション　かるがも | 移動支援日中一時支援 |
| 特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまぁる | ゆいまぁるヘルパーステーション | 移動支援 |
| 社会福祉法人イリアンソス | イリアンソス　このみ | 移動支援日中一時支援 |
| 特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ | 成年後見サービス　やすらぎ | 移動支援 |
| 株式会社セントラルケア | セントラルケア　ふみちゃん家 | 移動支援 |
| 特定非営利活動法人たすけあいぐるーぷぬくもり | 介護ぐるーぷ　ぬくもり | 移動支援 |
| 株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ | ケアリッツ東久留米 | 移動支援 |
| 有限会社孜々堂 | ホームヘルプ　ひょうたん島 | 移動支援 |
| 社会福祉法人森の会 | 生活支援センターオリーブ | 移動支援日中一時支援 |
| 株式会社悠楽 | 悠楽ホーム１ | 移動支援 |
| 社会福祉法人チャレンジャー支援機構 | モナモナホーム第一 | 移動支援 |

◆就労支援室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 事業所名 | 事業内容 |
| 東久留米市 | 就労支援室「さいわい」 | 就労相談・支援（主に身体・知的障害） |
| 社会福祉法人椎の木会 | 就労支援室「あおぞら」 | 就労相談・支援（主に精神障害） |

## ６　持続可能な開発目標(SDGs)について

東久留米市第５次長期総合計画では、「みんないきいき　活力あふれる　湧水のまち　東久留米」をまちの将来像として、その実現のための施策を掲げています。これらの施策を展開していくことは、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進に資するものとしています。

計画内では、基本的な施策を実現するための取り組みとSDGｓとの関係性について示されており、本計画と関連する「障害者がいきいきと暮らせる地域づくり」には、以下のゴールが紐づけられています。

**■本計画に関連する主なSDGsのゴール**

****

**３ すべての人に健康と福祉を**

**1 貧困をなくそう**

**８ 生きがいも経済成長も**

**4 質の高い教育をみんなに**



**11 住み続けられるまちづくりを**

**10 人や国の
不平等をなくそう**

**17 パートナーシップで目標を達成しよう**

********

※持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年９月に国連において採択された、持続可能な世界を実現するための国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。